

## ■ 学生教育研究災害傷害保険及び学生傷害医療見舞金について

入学時に全学生（科目等履修生含む）を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（略称「学研災」）の加入手続を大学が一括して行っています。これにより、下記の範囲内で怪我をした際にかかった治療費・入院費に対し、保険会社より定められた保険金の給付を受けることができます。なお、負担された治療費が保険金で補いきれない場合は、「学生傷害医療見舞金」にて不足分を補足します。但し見舞金は金額の上限があります。

怪我をし、保険申請を希望する場合は、事由発生から30日以内に学生支援課に連絡してください（事由発生から30日以内に連絡がない場合、保険金が支払われないことがあります）。

【対象となる活動範囲】 正課中（科目試験・スクーリング・実習等）・学校行事中・通学中

## ■ 通学用自転車の登録について

自転車にて大学施設に通学をする場合、通学用自転車を登録する必要があります。

本学では幼稚園児から大学生まで1つのキャンパスで学んでおり、多くの園児、児童らが学内を往来しています。そのため安全確保の観点から、自転車を登録するとともに保険の加入を義務付けています。

自転車通学を希望する学生は以下の要領で手続きをするとともに、諸注意事項を厳守し事故防止に努めてください。

### ○自転車の登録をするには…

使用する自転車を大学教育棟2014 4階入口前の駐輪場に停めて、5,000万円以上の賠償保険（対人・対物）に加入している証明書類等を持参の上、学生支援課（大学教育棟2014 4階）を訪ねてください。登録は即時できます。

学内の未登録自転車は投棄とみなし撤去しますので、必ず登録するようにしてください。

### ○自転車通学での諸注意

- ・自転車登録は単年度制です。
- ・通学時のみ使用し、学内移動には使用しないでください。
- ・登下校時には、徐行し歩行者優先を心がけるとともに、安全確保に努めてください。
- ・登録の際、指定された駐輪場を使用してください。
- ・駐輪時には必ず施錠してください。